

令和6年度次世代自動車普及啓発イベント運営業務
委託仕様書

1 委託業務名

令和6年度次世代自動車普及啓発イベント運営業務

2 委託の目的

次世代自動車に関する企画、展示、試乗体験等を行うイベントの開催を通じ、県民に次世代自動車の魅力を発信するとともに、次世代自動車への早期の転換を促すことで県内の運輸部門におけるゼロカーボン化を促進する。

3 委託期間

委託契約締結の日から令和6年12月27日まで

4 委託事業の内容

(1) 企画・運営等

下記に示す自動車普及啓発イベントを、次の各号に定める要件のとおり企画・運営を行うこと。

イベントの概要（案）

主 催：福井県

日 時：令和6年10月6日（日）

※開催時間は参加者の提案による。

※天候状況等により開催日を延期する場合がある。

開催場所：タカスサーキット（福井県福井市西二ツ屋町2-1-35）

参加者数：800名程度（想定）

ターゲット層：若年層、ファミリー層

企画内容：下記のとおり（各種企画については、各号に定める要件を満たす限り、自由に企画提案が可能である。ただし、受託者の決定後は委託者の許可なく提案内容を変更してはならない）

No.	項目	詳細
1	次世代自動車の展示・試乗	・次世代自動車の展示およびサーキットコースを活用した試乗会を実施 ・次世代自動車からの給電デモンストレーションを実施
2	各種企画	・次世代自動車等に関連した各種企画ブースを設置
3	ステージイベント	・次世代自動車等に関連した各種企画を実施
4	事務局	・来場者からの問い合わせ対応 ・スタッフの休憩場所 ・来場者の駐車案内・誘導等

①次世代自動車の展示・試乗、外部給電の実施

- ・サーキットコースを活用した次世代自動車の試乗企画を実施すること。
- ・会場内で次世代自動車の展示企画を実施すること。

- ・ 会場内の出展ブースにおいて、次世代自動車の外部給電によって運営されるブースを設置すること。
- ・ 展示、試乗車等の手配については県内自動車販売店等と協議のうえ、手配すること
- ・ 試乗等のために車両が会場を出入りする際の安全確保を行うこと。
- ・ イベント当日のオペレーションをはじめ、参加者がサーキットコースを走行する際に円滑なサポートができるよう、事前に自動車販売店等と調整すること。
- ・ 事故防止のため、自動車販売店等と安全講習を実施しマニュアル等を作成すること。

②各種企画（自由提案）

- ・ イベントの趣旨及びターゲット層に適合する企画を提案・実施すること。
- ・ 各出展ブース関係者との調整、運営支援等を行うこと。

③ステージイベント

- ・ イベントの趣旨及びターゲット層に適合する企画を提案・実施すること。
- ・ 各ステージイベント関係者との調整、運営支援等を行うこと。

④事務局

- ・ イベントの運営、安全対策、来場者対応等を行うこと。

(2) 会場の設計および設営等

次の各号に定める要件のとおり、会場の設計・設営等を行うこと。

①会場の設計

- ・ ステージおよび出展ブースのレイアウトにあたっては、安全性、避難経路を考慮した上で、想定される各出展ブースの特色を踏まえたものとする。また、来場者、出展者および関係者の通行・運営の妨げにならないよう、会場の動線等に配慮すること。
- ・ ステージイベント等に必要となる音響設備を設置すること。
- ・ ステージ前には観客席兼休憩席を設けること。
- ・ 委託者が指定するブースについてテントを設置すること。
- ・ イベント関係者等の待機場所を確保すること。
- ・ 会場の図面を作成すること。また、委託者からの図面修正依頼等に随時応じること。

②会場の設営

- ・ 委託者が定める期間内で設営を完了させること。

③会場の撤去

- ・ イベントの終了後、会場の撤去を行い、委託者が指定する期間までに完了させること。

(3) 会場全体の運営・進行管理

次の各号に定める要件のとおり、会場全体の運営・進行管理を行うこと。

①会場全体の運営

- ・ 各出展ブース、試乗企画等が円滑に運営されるよう管理すること。（事前調整を含む）
- ・ イベントの実施にあたって各種保険等へ適切に加入し、出展者についても、各ブースに必要な保険をかけさせること。

②会場全体の進行管理

- ・ ステージイベントにて司会進行を行うMCを1名以上配置すること。
- ・ ステージイベント及び会場の音響担当を1名以上配置すること。

(4) 広報

次の各号に定める要件のとおり、イベントに関する広報を行うこと。

①イベントの事前広報

- ・ 広報媒体として、チラシ（A4両面、カラー）等を作成すること。
- ・ イベントを広報するテレビCMを制作・放送すること。

放 送 日 : 委託契約締結日からイベント開始日まで

放 送 時 間 帯 : 任意（ただし、普及啓発に効果的な時間帯）

放 送 回 数 : 委託者が定める回数

放送地域：県内全域

- ・ その他、イベントの広報に効果的と考えられる事項（新聞広告、SNSなど）

②イベント開催結果の広報

- ・ イベントの概要や開催結果について、周知用媒体を活用して県民に広く周知すること。

③集客及び集客状況の管理

- ・ イベントの集客および集客状況管理に関する業務を行うこと。

※集客目標数：800人（イベント来場者数）

- ・ 集客用Webページの集計・管理
- ・ FAX等参加申込の集計・管理
- ・ イベント来場者数の集計・管理
- ・ 参加者アンケートの実施、集計

(5) その他

イベントの開催に必要な関係機関への届出、許認可等の事務手続を行うこと。また、委託者の都合により、仕様の変更などがある場合は、都度協議に応じること。

5 再委託の制限

- (1) 本業務に関する主たる部分については原則として第三者に再委託することはできない。

※主たる部分とは、総合的企画、業務遂行管理、手法の決定、技術的判断等のことをいう。

- (2) 主たる部分以外については、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に主催者に書面にて報告し、承諾を得なければならない。
- (3) ただし、書類作成、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、消耗品購入など軽微な業務の再委託については、委託者の承諾を必要とせず、受託者から委託者への報告により、業務の一部を再委託することを可能とする。

6 留意事項

(1) 業務全般

- ・ 運営マニュアル、進行台本等を作成すること。
- ・ 主催者、各会場等との打合せ、調整、その他必要な業務を行うこと。
- ・ 関係団体や業者等と連絡・調整を図りながら、委託業務を遂行すること。
- ・ 本件委託契約に付随して必要と認められる軽微な事項（旅費、資料作成費等を含む。）については、契約額に含まれるものとする。
- ・ 委託業務終了後、完了届および当日の業務内容が確認できる写真を提出すること。
- ・ 労働安全衛生法等の安全基準を順守し、労働災害防止に努めること。従業者の作業の安全のみならず、参加者等への安全対策についても適切な体制にて、最善の措置を講じること。
- ・ 労働災害発生に対する労災保険については、受託者において保険に加入し対応すること。
- ・ 業務の遂行にあたり発生した事故等については、受託者の責任において対処すること。
- ・ 事故等により発生した損害は、受託者が負担するものとする。
- ・ 契約期間中の本委託業務に係る物品等の盗難防止等の措置については、受託者において実施すること。

(2) 設営・撤去

- ・ 会場設営・撤去時の床・壁、物品等破損時に備え保険をかけるなど、受託者の責任において対処すること。
- ・ イベント開催中は、設営スタッフを常駐させる等、主催者の要望に対応できる体制を整えておくこと。
- ・ 撤去に際しては清掃を徹底し、清掃完了後は施設管理者の確認を受けること。また、各出展者の撤去作業を阻害しないよう配慮すること。
- ・ 主催者が、天候不順その他の理由により、イベントの全部または一部の運営中止を決定した場合は、速やかに設営物を撤去すること。

(3) 車両および参加者の会場への誘導

- ・車両の搬出搬入に際しては、現場確認を行いながら、実施すること。また、法令を順守すること。
- ・参加者の会場誘導に関しては、交通誘導員を適切に配置し、安全に配慮するとともに参加者の円滑な会場誘導に努めること。また、混雑時に備え必要に応じて臨時駐車場等を設置すること。

(4) 本業務に含まれない経費

- ① 展示・試乗用車両の手配費・使用料
- ② 自動車販売店用ブースの運営費
- ③ その他、事業と関連が認められない経費

(5) イベントの延期・中止等に関して

- ・荒天その他の事情でイベントの実施が困難と判断される場合は、日時を延期し、実施するものとする。
- ・荒天その他の事情でイベントが中止となった場合は、中止決定連絡時における事前準備分に応じて、減額変更契約を行う。その際の支払い金額については、内訳明細に基づいて算出する。

7 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとにイベントの実施内容等の具体的な業務内容について県と協議の上、委託契約書に定める事業計画書を作成して県に提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める委託事業完了報告書を作成し県の検査を受けること。
- (3) 委託業務の実施状況、委託事業完了報告書等に関するデジタルデータおよび県ホームページ上等に掲載できる画像データを提出すること。

8 著作権の特例

受託者は、本業務の実施のために創作した著作物について、委託期間終了後、主催者に全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）を無償で譲渡するものとする。

9 その他

- (1) 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書又は事業計画書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議の上、承認を得なければならない。
- (2) 受託者は本仕様書に記載されていない事項については、委託者の指示に従わなければならない。
- (3) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定める。
- (4) 受託者は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、委託者と協議しなければならない。